

第2回焼津市景観審議会

議事録

日 時 令和5年8月28日（月）
午後2時10分～午後4時00分

会 場 焼津市役所本庁7階第3委員会室

<p>開会</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>本日は、お忙しいところ『焼津市景観審議会委員委嘱式』及び『第2回焼津市景観審議会』にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまより、『焼津市景観審議会委員委嘱式』及び『第2回焼津市景観審議会』を開催させていただきます。</p> <p>本日、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画担当主幹の鈴木と申します。</p> <p>第2回景観審議会の開催に先立ちまして、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>お名前を呼ばれた方は、恐れ入りますがその場にご起立くださいますようお願いいたします。本来は、「市長が委嘱する」とされているため、市長から委嘱状をお渡しするのですが、他の公務と重なっているため、都市政策部長の杉山からお渡しいたします。お名前を呼ばれた方は、恐れ入りますが、その場でご起立下さいますようお願いいたします。杉山部長お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">委嘱式</p> <p>寒竹伸一様、浅見佳世様、岩倉ひとみ様、石上智子様、中野俊光様、八木勝行様、早川猛様。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>委員の任期は、本日より2年間となります。任期満了は、令和7年8月27日です。</p> <p>それでは、都市政策部長杉山よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>部長挨拶</p> <p>杉山部長</p>	<p>あらためまして、都市政策部長の杉山と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、公私ともご多忙にもかかわらず、焼津市景観審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、景観計画はもとより、市政全般につきましても、ご理解とご協力いただきまして、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>さて、本市では、良好な景観形成の取組を効果的に推進するため、平成30年7月に、「焼津市景観計画」を策定し、「港と海、河川、湧水を軸にしたにぎわいと活力ある景観まちづくりの推進」に向けて、焼津を特徴づける景観や各地域の多様な景観特性を市民・事業者・行政等の協働により、守り育て、活用した景観づくりを進めております。</p> <p>本日は、この計画で位置付けた、良好な景観形成の実現に向けた取組に関する評価・検証、それから、焼津らしい景観地における定点観測による評価について、ご審議いただければと考えております。</p> <p>委員の皆様のご活動としましては、今後2年間と長期に亘りますので、景観まちづくりについて、さらなるご理解ご協力の程をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>

<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>以上をもちまして、『焼津市景観審議会委員の委嘱式』を終了します。 引き続き『第2回焼津市景観審議会』を開催させていただきますので、よろしくお祈いします。</p> <p>傍聴人の受付時間が、14時10分までになっておりますので、それまで少しお待ちいただきまして、始めさせていただきますので、しばらくお待ちください。</p>
<p>委員紹介 事務局 (鈴木主幹)</p> <p>各委員</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p> <p>寒竹委員</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p> <p>浅見委員</p>	<p>皆様お待たせいたしました。それでは、時間になりましたので、『第2回焼津市景観審議会』を開催します。</p> <p>まず、本日の会議につきまして、委員7名全員の皆様に出席いただきましたので、焼津市景観まちづくり規則第32条第2項の規定により、過半数以上の出席と認め、会議は成立していることをご報告します。</p> <p>次に、会議の公開ですが、規則第33条の規定により公開とし、傍聴を認めるとともに、議事録も公開してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1名です。よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>皆様からの同意が得られましたので、傍聴を認めることといたします。</p> <p>はじめに、今回がこのメンバーになられて初めての会議となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でお立ちいただき、簡単で構いませんので自己紹介をお願いします。</p> <p>学識経験者として、公立大学法人静岡文化芸術大学副学長・大学院デザイン研究科特任教授でおられます、寒竹伸一様。お願いいたします。</p> <p>寒竹伸一でございます。専門は建築と都市計画とランドスケープです。建築と都市計画は丹下健三事務所におりましたので、そこで学んで参りました。寒竹という名前は、北九州の出身でして寒竹と申します。よろしくお祈いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>学識経験者として、学校法人常葉大学社会環境学部社会環境学科教授でおられます、浅見佳世様。お願いいたします。</p> <p>常葉大学社会環境学部の浅見と申します。専門は植物生態学で自然景観からという形で、この席に就かせていただいております。よろしくお祈いいたします。</p> <p>大阪から越してきて、今年で7年目でして、焼津のこともよく知らなかったのですが、こちらの審議会に入りまして、花沢の里や浜通りへ連れて行っていただき、良いところだなと思った次第です。まだ情報が欠けておりますので、浜当目海岸へ行って自然景観から見ると、海岸というのはどんなふう</p>

	<p>見えるのか、っていうのを見てからこちらに来た次第です。 今後とも、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございました。 関係団体を代表しまして、一般社団法人志太建築士会女性部会より、岩倉ひとみ様。お願いいたします。</p>
<p>岩倉委員</p>	<p>一般社団法人志太建築士会の女性部会から参りました、岩倉ひとみと申します。よろしく願いいたします。 私は、島田市に今住んでいるんですけども、出身は焼津市です。もう焼津を出てから40年経ちますけれども、焼津も色々な景観が変わったりだとか、整備ですとか、道路が変わったりとか、色々変わっております。そういうところと、あとは、この資料をいただいて、土曜日に花沢の里に、ちょっと歩いて見てまいりました。凄く良いところだったので、ちょっと活用できたら良いじゃないかと思って、今日ここに来ました。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございました 関係団体を代表しまして、焼津商工会議所女性会会長でおられます、石上智子様。お願いいたします。</p>
<p>石上委員</p>	<p>皆様こんにちは、焼津商工会議所女性会会長の石上智子と申します。どうぞよろしくお願ひします。 私は個人的に、焼津で旅館を経営しております、全国からお客様をお迎えしております。やはり、焼津に来て良かったな、あそこが綺麗だったな、これが美味しかったなということを、どんどん全国へ発信していく場所でありたいと思っておりますので、この景観審議会に携わることで焼津の町が、もっともっと観光で経済が発展するような、市になって欲しいと思っておりますので、色々でございますが、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございました 関係団体を代表しまして、大井川商工会事務局長でおられます、中野俊光様。お願いいたします。</p>
<p>中野委員</p>	<p>大井川地区で、大井川商工会事務局長を務めさせていただいております、中野です。よろしく願いいたします。 うちは旧大井川町というところの、約600強の事業所の職場、事業所の支援の方を務めさせていただいております。今日はそういった色々な、自分の仕事柄も含めて、都市計画についても学んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございました 関係団体を代表しまして、焼津市文化財保護審議会審議委員でおられます、</p>

<p>八木委員</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p> <p>早川委員</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>八木勝行様。お願いいたします。</p> <p>歴史文化の文化財保護審議会ということで、計画に参画させていただいて、文化財の関係でも今年、焼津では、文化財保存活用地域計画というのを策定しまして、すでにスタートして、この審議会に非常に関りが色々なところで出てくると思います。これからも色々よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 市民代表としまして、自治会連合会副会長でおられます、早川猛様。 よろしくお願いいたします。</p> <p>焼津市自治会連合会副会長の早川でございます。よろしくお願いいたします。私は第1自治会長も兼ねておりまして、景観につきましては、平成29年ですか、この浜通り周辺地区の景観まちづくり協議会というのが、都市デザイン課様と共々1年に10回くらい皆さんの意見を聞きながら、まとめたということが、これは平成31年2月でしたね。最終まとめて、私がですね、一番こだわったのは、どうしても協議会という形になりますと、高齢者が集まってしまうということで、20代、30代、40代、50代、60代、70代という各世代の方々に協議会に参加していただきました。非常に活発な意見が出まして、平成31年2月に各地区に説明会をしたところ、誰も反対する方はいなかったということが、私の経験上では良かったな、そんなふうに思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。 本審議会の委員は、以上、7名の皆様で構成されています。任期は、本日より2年間です。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 挨拶</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p> <p>【部長以下、挨拶】</p>	<p>続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市政策部長の杉山でございます。本日はよろしくお願いいたします。 都市計画課長の高澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 都市計画課計画担当主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。 都市計画課で景観を担当しております田中です。よろしく申し上げます。 同じく都市計画課の村松です。よろしく申し上げます。</p>
<p>議案第1号</p> <p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>それでは、議題に入る前に、事前にお配りした資料の確認をさせていただきます。①次第②座席表③委員名簿④議案書⑤説明資料の資料1、2、3です。議題に入らせていただきます。</p> <p>不足の資料がありましたら、お声掛けください。よろしいでしょうか。 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。</p>

	<p>委員改選により、会長及び副会長が不在となりましたので、会長及び副会長が選出されるまでの間、会議の進行は、都市計画課計画担当主幹鈴木が務めさせていただきます。</p> <p>それでは、第2回焼津市景観審議会を開催します。</p> <p>冒頭でも、事務局より報告しましたが、本日の会議につきまして、委員7名全員の皆様にご出席いただきましたので、『焼津市景観まちづくり規則第32条第2項の規定』により過半数以上の出席と認め、会議は成立しております。</p> <p>また、本日の議事録署名人は、中野委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案第1号『焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について』をご審議いただきたいと思います。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>『焼津市景観まちづくり規則第31条第1項』では、『焼津市景観審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審議会の委員の互選によりこれを定める。』とありますが、いかが取り計らいましょうか。</p>
<p>中野委員</p>	<p>会長には寒竹委員、副会長には浅見委員がいいと思います。知識も豊富で適任だと思いますので、是非ともよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ただいま、『会長には、寒竹委員』、『副会長には、浅見委員』とのお声をいただきましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆様にご賛同いただきましたので、『焼津市景観まちづくり規則第31条第1項』の規定によりまして、会長に寒竹委員、副会長に浅見委員が選出されました。</p> <p>それでは、寒竹会長におかれましては、会長席にご移動をお願いします。寒竹会長より就任のご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>推薦をいただきまして、会長を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。私も50年近く前に、大学の卒論で初めて景観というのは扱って、みんなその時は、ほとんどよくわからないというような感じだったのが、今はもう、だいぶ景観が定着しています。私達日本人が元々持っている概念である。風景は、土地土地によって違うし、太陽も土地土地によって違う。それが作り出してくるものを、私たちは見ていた。その風景の中に、町も何もかもがみんな溶け込むように、私達日本人は風景を作り出していた。戦後高度成長になって、色々な住まい方が、経済合理主義中心になって、風景を昔の日本人のように作り出せなくなっていたところに、景観とい</p>

<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>う問題が立ち上がってきました。「観」っていうのは、観察の「観」で、よく見るという意味が入っております。ただ単に見えてるっていうものじゃなくて、しっかり見るということです。良好であるとは何か、焼津であるということは何かっていうことを考えながら、会議を進めていかせていただくと良いと思いますので、よろしく願いいたします。すいません、ちょっと長くなりました。</p> <p>それでは、『焼津市景観まちづくり規則第32条第1項』の規定に基づき、会長が議長となりますので、この後の会議の進行は、寒竹会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議案第2号 寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p>	<p>議案第2号「良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局の田中です。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案第2号「良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証」について、説明させていただきます。</p> <p>資料は、議案書の5ページ及び別紙1をご覧ください。</p> <p>焼津市景観計画において、効果的な景観まちづくりを推進するため、一定期間ごとに景観形成の状況を把握し、景観まちづくりの取組の進捗状況や効果を評価・検証すること。なお、評価・検証は、景観所管課に加え担当課以外の市職員や景観審議会等によって実施するとされているため、市職員による評価・検証会議を開催して意見集約を行い、本日、委員の皆様にご審議いただくものです。</p> <p>まず、はじめに、焼津市景観計画につきまして、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>焼津市景観計画は、景観行政団体である焼津市が、本市の景観づくりに関する、基本的な方向性や考え方、景観誘導のルール、取組等を示し、市民、事業者、行政等の協働によるまちづくりを推進し、まちの魅力や活力の創出などにつなげることを目的に、平成30年7月3日に策定されました。</p> <p>さらに、平成31年1月1日に、『焼津市景観まちづくり条例』が施行され、比較的大きな建築物や工作物、開発行為等で周囲の景観に大きな影響を及ぼすものに対して、届出制度が始まり、概ね5年が経過いたしました。</p> <p>これから説明する15の取組ごとに、景観を取り巻く環境の変化、市民や事業者等による取組、評価・検証の対象期間に市が取り組んだ内容や得られた成果・課題等を整理し、「施策概要」「実績」「評価・課題」「今後の方針」を、4ページの進捗評価シートにまとめました。</p> <p>それでは、議案の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>別紙1の1ページをご覧ください。</p> <p>左側から、取組名、施策概要、実績、評価・課題、今後の方針となっております。</p>

ます。随時、関連するスライドを投影しますので、併せてご覧ください。
まず、1) 良好な景観の形成のための取組の(1) 各種法制度の活用であります。

実績としましては、

令和2年にワークショップを10回程度開催しながら検討を行い、「浜通り周辺地区」、「花沢の里周辺地区」を景観まちづくり重点地区に指定することができました。届出制度を策定したことにより、地区の景観特性を活かした焼津らしい景観が保全されています。

課題と今後につきましては、

景観まちづくり重点地区を2地区指定した以降の景観まちづくりの活動がコロナ渦もあり十分ではありませんでしたが、2つの重点地区については、勉強会の開催等、景観意識啓発の取組を再開したいと考えています。

次に、(2) 景観誘導の仕組みづくりの「①観光推進事業との連携による景観の向上」であります。

実績としましては、

花沢の里において、古民家を改修しビジターセンターとして開設し、浜通りにおいて、服部家をリノベーションして体験・交流型のゲストハウスとして活用することで、伝統的な家屋を従来の形を残しながら焼津らしい景観地として再生しました。また、旧庁舎を解体した跡に、木材をふんだんに活用し、駅前の景観に配慮しながらにぎわいを創出している、ターントクルこども館が令和3年7月にオープンしています。

評価としましては、

その結果、焼津らしい景観地が再生されております。

今後につきましては、

新規の景観まちづくり重点地区の指定の際は、今回の3つのケースのように、観光推進施策と関連を踏まえ、計画を検討していきます。

次に、「②焼津らしい景観地における景観誘導の仕組みづくり」であります。

実績としましては、先ほどの説明のとおり、

「浜通り」と「花沢の里」を重点地区に指定したことで、景観誘導を実践できました。

評価としましては、

スライドの夏のあかり展などのイベントは開催されていますが、重点地区の指定後の取組みがまだまだ不足していると考えていますので、

今後は、スライドにある貴重な景観資源の活用を考えながら、関係各課と定期的に情報交換し、景観に関するイベント等の企画を検討したいと考えています。

次に、「③本市独自の屋外広告物の規制誘導の仕組みづくり」であります。

実績としましては、

焼津市独自の屋外広告物の規制誘導の仕組みの検討を行いました。

評価・課題としましては、

「自家広告物」の色彩制限をどこまでかけるのか、また、規制を強化することにより、既存不適格となる看板への対応方法について検討しました。その

結果、特例措置として、引続き表示できるものとすることや、猶予期間を設けること、補助金制度等の活用によって適格な看板へ改修してもらう等の課題に対応する必要があることがわかりました。

今後につきましては、

先進自治体の事例を参考にしながら、課題の対応方法も含め、景観に配慮した屋外広告物を緩やかに誘導する仕組みなどについて、調査・研究をしていきます。

続きまして、2ページをご覧ください。

「(3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設」であります。

実績としましては、

他の自治体の景観資産の指定状況について調査を行い、藤枝市・島田市は指定を行っておらず、静岡市は13箇所の景観資産を指定していることがわかりました。

今後につきましては、

先進自治体の取り組み事例を参考にしながら、景観重要建造物や景観重要樹木の指定及び、それらの保全方法について研究していきます。

次に、「(4) 景観まちづくりのための資金の確保」であります。

実績としましては、

自治体のクラウドファンディングの事例を調査したところ、山形市の芋煮用の大鍋の製作や、豊中市のノラ猫の去勢避妊費用に充てるためにクラウドファンディングが行われています。

今後につきましては、

文化庁発行の「文化財保護のための資金調達ハンドブック」によりますと、NPO法人が、江戸時代の建物を後世に残す取り組みについて示されており、それらを参考にしながら、具体的な計画立案の要望がある場合には、資金調達の支援方法を検討する必要があると考えています。

次に、「(5) 「(仮称)焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用」であります。

実績としましては、

国や他の自治体の定めるガイドラインの資料収集を行いました。

評価・課題につきましては、

市の担当者が主体的に景観形成に取り組める仕組み、いわゆるマニュアルを作る必要があります。

今後につきましては、

次回の評価・検証までに焼津市のガイドラインの策定を計画します。

つづきまして、3ページをご覧ください。

2) 推進体制の構築、「(1) 市民・事業者等の意識の醸成、①景観まちづくりに関する情報の発信」であります。

実績としましては、

市のHPに、景観まちづくり、焼津市景観計画、観光地エリア景観計画などの情報を掲載しています。

今後につきましては、

景観まちづくりについて、まだまだ市民・事業者の認知度は低いため、今まで以上に焼津市公式LINE等を活用し、積極的に景観まちづくりの認知度を高める情報発信を行っていきます。

次に、「②景観まちづくりに関するシンポジウム等の開催」であります。

実績としましては、

シンポジウムは、コロナ渦ということもあり開催できませんでした。

今後につきましては、

景観まちづくりに関するシンポジウムを開催して、その中で景観写真コンテスト、パネルディスカッション、記念講演等を計画して、市民の景観まちづくりに対する意識の醸成を図ります。

次に、「③景観まちづくりの功績者に関する表彰制度の創設」であります。

実績としましては、

国土交通省の「都市景観賞」や静岡県「静岡県景観賞」等を調査し、焼津市独自の表彰制度が出来ないか検討しました。

今後につきましては、

静岡市で行っている「まちかどコレクション」が良い例と考え、参加者の意欲が高まるように工夫して、焼津市の景観を題材とした景観写真コンテストを実施し、今年度実施している、港町やいづ企業応援調査団で繋がりの出来た市内の企業の皆様から、地場産品等の提供を頂くなどし、開催していきたいと考えています。スライドは焼津らしい景観のイメージです。

次に、「④景観まちづくりに関する教育・学習の推進」であります。

実績としましては、

令和元年11月と12月に景観まちづくり重点地区の指定前に浜通り・花沢の里で勉強会を開催しました。

今後につきましては、

この勉強会が景観に対する意識が醸成される機会となり、2地区の景観まちづくり重点地区指定に繋がることになりましたので、

今後も、学習内容を検討するとともに、市内の小中学校での勉強会等の開催をしていきたいと考えています。

つづきまして、4ページをご覧ください。

（2）推進体制の整備の「①焼津市景観審議会の設置」であります。

実績としましては、

景観まちづくりに関する諮問、助言、指導する体制を整えています。

今後も、景観まちづくりを効果的・効率的に推進するため、積極的に当景観審議会を活用してまいりたいと考えています。

次に、「②景観整備機構の指定」であります。

実績としましては、

県内の景観整備機構の指定状況や業務事項について調査し、三島市、浜松市、富士市、袋井市、沼津市、下田市の6市が景観整備機構を指定しており、業務としましては、景観啓発のパンフレットの作成業務や景観重要樹木の指定業務を依頼していることを確認しました。

今後につきましては、

	<p>焼津市では景観整備機構を必要とする具体事例に乏しいことから、ニーズの掘り起こしを含め、引き続き景観整備機構について研究してまいります。</p> <p>次に、「③景観まちづくりを实践する団体の認定と支援」であります。</p> <p>実績としましては、</p> <p>景観まちづくり活動を行う個人や団体について、関係各課で聞き取り調査を行いました。確認できませんでした。</p> <p>今後につきましては、</p> <p>自主的に活動している活動団体の確認ができたところで、必要に応じて景観まちづくり活動団体としての認定について、検討を行ってまいります。</p> <p>次に、「④景観まちづくりに関わる各主体間のネットワークづくり」であります。</p> <p>実績としましては、</p> <p>「浜通り」と「花沢の里」の景観まちづくり重点地区協議会を設立しました。</p> <p>今後につきましては、</p> <p>重点地区協議会や景観審議会の組織づくりは行いましたが、各主体間を繋げる取組には至っていないため、点を線にする仕組みの構築等について検討してまいります。</p> <p>以上が、良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証の説明になります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました、議案第2号「良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証」について、委員の皆様からご意見やご質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>質問・意見</p>	
<p>寒竹会長</p>	<p>例えば、先ほど言いましたけど、良好といたらどんなふうになれば良いですか。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>見る人が不快に思わない、気持ちが高まるような景観だと考えております。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>ここで良好だって言葉を選ばれたのは、どの時点でどういうふうに使われたんですか。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>このことを策定したのは、景観計画を策定した時です。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>良好だってことは、すごく素敵でぴったりだと思いますけれど、市民の皆さんに色々なことを、協力してもらう時に具体的な、こういうのが良好な景観に繋がるんだよ、みたいなのがあると、みんなわかりやすいかなと思って、質問させていただきました。なかなか具体的なイメージが皆さんしにくいかなと。今後そういうことも、方針の中に取り込んでいってもらえれば良いのかなという風に考えます。</p>

<p>事務局(田中)</p> <p>寒竹会長</p> <p>各委員</p> <p>寒竹会長</p>	<p>参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、ただいま説明がありました、議案第2号「良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証」について、お諮りします。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第2号「良好な景観形成の『実現に向けた取組』に関する評価・検証」について、原案どおりとさせていただき、市長にその旨答申いたします。</p>
<p>議案第3号</p> <p>寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p>	<p>続きまして、議案第3号「焼津らしい景観地における定点観測による評価」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「焼津らしい景観地における定点観測」による評価について、説明させていただきます。</p> <p>資料は、議案書の6ページ及び別紙2をご覧ください。</p> <p>焼津らしい景観地は、特に焼津らしい景観を呈する場所であり、それぞれの場所が有する景観特性や景観まちづくりの方針を基に分類した上で、それぞれ「保全型」「活用型」「創出型」として景観形成の方向性を示しており、市民アンケート調査の結果から、抽出しています。</p> <p>焼津らしい景観地ごとに定点観測の調査地点を設定するとともに、各調査地点において写真撮影を行い、定点観測により景観の経年変化を把握し、審議会等による評価を実施するとされているため、本日、委員の皆様にご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>別紙2をご覧ください。①～⑦の（保全型）については、大きな変化等はなく自然景観が保全されています。</p> <p>9ページをご覧ください。⑤高草山中腹（保全型） 高草山に登る多くのハイカーが、志太平野を見下ろす景色を眺めながら休憩する場所として、活用されています。</p> <p>⑧～⑯の（活用型）については、景観資源の活用を図っています。</p> <p>16ページをご覧ください。⑧花沢の里周辺（活用型） 空き家の古民家を花沢の伝統的なまちなみに合わせて再整備し、ハイカーや観光客が景観を楽しめるように活用されています。</p> <p>28ページをご覧ください。⑭大井川港周辺（活用型） 漁協直営食堂「さくら」では、新鮮な料理を味わえるよう、地場の食を活用</p>

<p>寒竹会長</p>	<p>して活性化を図っています。 32ページをご覧ください。⑯朝比奈川堤山の手さくら周辺（活用型） 地元有志により山の手さくらが丹精に育てられ、花の咲く時期には多くの来訪者が見られ、地域のにぎわいに活用されています。 ⑰～⑳の（創出型）については、新たな都市景観の創出を図っています。 36ページをご覧ください。⑱JR 焼津駅周辺（創出型） ビルの塗替えの際には、景観基準に合った色彩が採用され、都市景観が改善されました。 40ページをご覧ください。㉑焼津 IC 周辺（創出方） 道路を横断する電線の防護カバーが撤去され、焼津を訪れる方の目にする景色が改善されました。 以上の21箇所において、写真撮影を行い、定点観測により景観の経年変化を把握し、評価を行いました。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました、議案第3号「焼津らしい景観地における定点観測による評価」について、委員の皆様からご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>質問・意見</p> <p>寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p> <p>寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p> <p>寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p> <p>寒竹会長</p> <p>事務局(田中)</p> <p>寒竹会長</p>	<p>保全型と活用型っていうのは、どの辺で変わっているんでしょうか。</p> <p>保全型は自然景観の保全を目的としておりまして、基本的には景色が変わらないことが良いものと考えております。活用型は景観を活用して、生活や観光に活かしていくということで、必要に応じて改善していくものと考えております。</p> <p>3ページの和田浜海岸っていうのは、保全型になっていますけども、手前のはコンクリートか何かですね、遠くには富士山が見えていますよね。</p> <p>はい、遠景には富士山が見えていますね。</p> <p>近景の段々になっているのは何ですか。</p> <p>コンクリートの護岸になります。</p> <p>これは保全するんですか。</p> <p>平成29年の時点で作成されていたもので、撤去とかは考えておりません。</p> <p>何か他に活用するとか、そういうこともないですか。イベントやるという時とか、言いたいのは、上の遠景とかいうのは当然で、その遠景を邪魔するよ</p>

	うな人工的な物は良くないから、今後いろんな活用の仕方が出てくるんじゃないかなと思います。平成 29 年と令和 4 年の撮影場所がちょっと違いますね。
事務局(田中)	写真撮影を行った際に、海岸で養浜作業を行っておりまして、観測点まで近寄れなかった関係で遠くから撮影しています。
事務局(高澤課長)	だいたい50mくらい手前ですね。
寒竹会長	5ページ目も保全型になっていますけど、この切り立ったところは、今後、改良とかするんですか。この写真だとよくわからないですけど、
事務局(田中)	ここは大崩れ海岸という場所ですが、名前の通り非常に崩れやすいところでして、道路を保護するために、のり面を補強している状況です。
寒竹会長	コンクリート系の人工物で補強されているということですね。右側のガードレールがセットされているところを、その安全性の機能を担保しつつも、もう少し景観的に遠くの海と呼応するような、新しい焼津方式の、ガードレールっていうものの提案っていうものまで、繋がる可能性はあるわけですから、これも前回全部決めたんでしたっけ。
事務局(田中)	保全型、活用型というところは、景観計画を策定した際に、決めています。
石上委員	私は、毎日ここを通って、今も通って、ここまでやって来ましたが、大変景色が良くて素晴らしい場所ですが、1度崩落して、この手前にトンネルが出来きました。トンネルを抜けるとこの景観が見えるという、本当に素晴らしいところですが、先生がおっしゃってくださったように、何かもっとその景観を美しく見せられるようなことができれば良いなと思います。ただ、この保全という言葉の中で、私たち毎日通っていて、どんな保全を 崖崩れが起きないためにやっているというのでしょうか、保全型で計画をしているのは、この崖崩れの対策は島田土木事務所の管轄ではないのですか。
事務局(田中)	道路自体は、県道の静岡焼津線ということで、島田土木事務所の管轄で、法面の補強等をしてもらっていますけども、保全型ということで、どちらかと言いますと、海と海側の景観を保全するというので、当時、保全型ということで名付けられたと認識しております。山側の方は、自然景観ではありませんけど、必要な構造物として、これからも、現地に残るものとは思いますが
寒竹会長	この景観を保全というか、壊さないようにできますっていうことですよ。物理的に安全っていうのは当然無くちゃいけないことで、プラスってことで 保全という言葉はそのままという意味があるから、保全の中にはできるだけ

	<p>景観的なことでも改良を念頭に置くと。活用と言っても、保全しなくて良いわけではなくて、保全しながら活用するのがやはり必要であって、活用しながら保全するというのが保全、というような感じで運用されていけば、良いのかなと思いますけどね。保全は保全、活用は活用って、全く保全なしで活用はできないですよ。焼津市はこういうふうに、この言葉を運用します。みたいなことでしょうね。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>確かにその通りだと思います。上手く説明できずに申し訳ありません。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>先ほど②の和田海岸の件で、ページ数としましては 3 ページになりますけども、3 ページの裏面の 4 ページ見ていただきますと、位置図が載っています。こちらは、写真を撮らせていただきましたのが、左側の図面に黒い丸で、ディスカバリーパーク焼津という、市の施設があるんですけども、この施設から、この写真の、先ほど人工的に護岸を整備しましたところに、人がここを歩いて海岸に出まして、海辺で触れ合うと言いますか、楽しむってというような形で、市民が楽しめるような整備の仕方をしております。こういったところを、活用をしながら、保全をしていくということを考えています。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>市民の方たちに、色々アピールしてアナウンスしていくときに、みんなに参加してもらうために分かりやすく、言葉が分かりにくいところであれば、サブタイトルなどを付けてみる。遠景は変化しないけども、人工物ってのは変化できる。さっき言った 3 番の手前の、護岸のコンクリートブロックは人工物じゃないですか。当然、対応できるだろうし、次のページのところのコンクリートも人工物です。ガードレールも人工物ですから、そういうものは、未来永劫それであって良いというわけでもないでしょうから。</p>
<p>浅見副会長</p>	<p>今の保全のところの文につきまして、冒頭で会長がよく見ることが、「観」の字にあるって言われて、なるほどと思いました。この観点から、ぜひぜひ見ていただきたいと思うのが、この保全のところ、①石津浜、それから②和田浜、それから⑦浜当目です。いずれも海岸がとりあげられていますね。①は芝生の海岸に見えるものが映っている。グランドゴルフがなんとなく書いてある。②は今お題にもなりました、親水型の階段護岸があって、⑦に行きますと、ここで初めて、自然な砂浜となります。実は、今日行った 7 番ですが、⑦の左手、建物の前ぐらいの奥の方に、冬に撮った写真で枯れ草が見えています。実は、この枯れ草の部分に、すごくこの海岸らしい植物が生えているんですね。今日ですと、ハマボウと言う、紫色の綺麗な可憐な花、1 センチぐらいの花が、わっと、穂状になって咲いている低木がずっとあります。より階段護岸に近いところに行くと、低木の高さが 1 メートルぐらいになって、それが渚の方に近づくと、徐々に徐々に低くなって、最後、ずっと一本伸びていったところからも花が出ている素晴らしい景観です。実は石津浜と和田浜にもそれがあるかどうか確認したいと思いつつ、時間がなくて見れなかったんですが、実はそんなもの越しに海があって富士山が見え</p>

る景観というのはそうそうないじゃないかなと思っています。そうすると、保全すべきは大海原と、もうどうしようもない手の付けようがない、保全できてしまう大海原らと、うんと向こうにある富士山だけではなくて、足元のところも、保全することによって、すごく綺麗な景観を作り出しているっていうことにしますと、いろんな観光客にもPR効果は高いと思うんです。例えば、②和田浜海岸ですと、ダイオウヤシかカナリーヤシが植わっていますが、こんなヤシを植えている景観ってというのは、どこにでもあるんですね。ハワイの真似をしたとかでも。一方、ハマボウ越しに紫の花越しに、それが砂浜越しに見える富士山は、そうそうそうないわけですから、そういうところ、しっかりと見て、じっくりと観察していただきたい、良さをしっかりとし、認識していただきたいなと思っています。例えばその④虚空蔵山で、評価のところにも書かれていますように、樹木は景観を阻害する恐れがあるって、平成29年から令和4年にかけて、枝がぶわっと生い茂ってきている。このまま放置しておくとも見えなくなる。と思うと、やはり景観を維持するために、樹木の方は少し切ってちょっと手を入れていくことも必要でしょうし、あまり大きくなると、今度切る時が大変です。やっぱり木を切るということに対する抵抗感が出てくるから、ここは、低木越しに富士山が見えるというもので、この景観を保全するんだという、その決心をする必要があるかなと。

それから、次のページの高草山で、実は高さ自体は多分山頂じゃないかなと思いますが、キスミレというすごく珍しいスミレが残っています。それが何かと言いますと、氷河期の依存種だと言われているんです。そんなものがこんなところにあるんだ、と思って高草山を見るのと、平野部からでも高草山っていうのを見た時に、あそこには氷河期の存種があって素晴らしい山だと思いながら見るのと、どこにでもありそうなものがあると思っただけで違うと思うんですね。例えば、⑥大井川、これも大井川の良さってというのは、川本来のところが保全としての良さであって、この芝生公園自体はどこにでも、例えば総合運動公園みたいなところにもあるので、川なりの良さみたいなものを伝えていくっていうことが必要かなと。それを元に、例えば芝生のところでイベントをする、ベンチのあるところで何かする、東屋を使って観察会をすとかっていう保全及び活用という形ができていくんじゃないかなと思います。ぜひぜひ、活用する時に、その本来の良さっていうのをしっかりと伝えていただければ、この焼津の良さが出るんじゃないかと思っています。

事務局
(高澤課長)

まさに、副会長のおっしゃる通りのところが、我々が欠けているところだというのは、十分認識しているところであります。そういったところをPRできるような形で、貴重な資源をPRできるような形で発信できれば、少しでも皆さんの意識が高まってきて、観光する方にとっても良いのかなというふうに考えてはおります。海岸の保全についても、毎年、ビーチクリーン大作戦で、地元や職員も含めて、関係の方が、漂流物やゴミとかを、集めるということもやっているんで、その結果、海岸を結構綺麗な形で、保全がされて

	<p>いるという実情はあります。そういったイベントだけではなくて、任意団体の方もごみ拾いをして、綺麗にさせていただいているという状況もございますので、その辺の方を、表彰するというようなことは考えています。大崩海岸の壁もですね、今までは国や県も景観のことあまり考えずに、構造物だけ作れば良いという感じで作ってきたところもあると思うんです。私も含めてそうなんですけれども、やる時にはうちの方と協議をしてもらって、できる限り配慮したような構造物にさせていただくとか、その辺のこともちょっと働きかけしていきたいなということも考えています。</p>
<p>中野委員</p>	<p>創出型のことでお聞きしたいなと思っています。⑱から焼津駅、西焼津駅、焼津IC、大井川焼津藤枝SICの創外型、とされていると思いますが、平成29年と令和4年の写真に比べてもほとんど変わってないので、保存しているのかなって勘違いしちゃうくらい変わってないですけども、この創出型で求められて、新たに良好な景観を創出しているっていうことが、どういう点になればそういう形になるのかわかりにくいので、その辺で答えられることがあったら、このような形になればとか、そういう点があれば、少しお話ししたいなと思います。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>確かに中野委員のおっしゃる通り、変わっているところは少ないですが、理想は、5年間ではなかなか変わってはいかないですけども、将来的に、例えば、駅前等はビルが立ったりして、発展している様子が確認できれば、1番良いと考えております。</p>
<p>中野委員</p>	<p>単に開発されるのが良いって言われて、景観の会議としては違うと思うんですけどね。色々な景観も良くそういった開発もしていただけるっていうことがいいと思うので、その辺はぜひ、この会議なのかどうかかわからないんですけどお願いします。</p>
<p>事務局 (高澤課長)</p>	<p>時期に関しては、今、こういった形で、やっていけば賑わいが生まれたりとかってというようなことを検討している段階ではありますけれども、そういった中でも、景観についても、もちろん配慮するような形で考えていかなきゃならないっていうのは、当然ありますので、その辺のところについても、うちの方からも発信は当然していきたいなと思います。</p> <p>あとは、インター周辺ですね、この辺も、焼津地区ですね、景観的によろしくないなっていう看板ですよ、看板なんか、派手派手しいのが、立っている場合もあるので、その辺が少し規制をする中で変えることができたらいかなというの、考えておりますけれども。先ほどの、2号議案のところでも、説明をさせていただきました。規定となると、それなりのハードルもございますので、うちとしてはその辺のところを少しやってみたいなっていうのは、長期的な形になるのかもしれませんが、その辺のところの認識はございます。でも、今のスマートインターの周辺は、基本的には調整区域ですけども、あの辺のところについても、今後、開発等もされること</p>

	<p>が予想されますので、その時には、当然、配慮するような形でっていうのは、うちの方からも指導等できる範囲でということとは考えております。</p>
<p>八木委員</p>	<p>16 ページの花沢の里周辺、なんて言うんですかな、整備が進んでいて、綺麗になってきているわけですが、この評価の中にもありますが、休日を中心に、ハイカーが散策する姿が多く見られるということで、私たちも時々、花沢の里に行く時に、やっぱり日によっては、随分、お客さんがいるなっていう感じがあるんですけど、このお客さんっていうんですか、利用者の数というのは、どういう形で掴んでいるのでしょうか。年間、大体何人ぐらいがみえているのだろうか。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>八木委員からのご質問にお答えします。花沢地区のビジターセンターが整備されまして、地元の花沢保存会の方に、管理運営の方をしていただいています。そこから情報をいただいたわけなんですけども、人数としましては、令和2年度からカウントをしているそうですが、令和5年の7月までの集計になりますけども、2年から5年のトータルで、2万5835人と人数を聞いております。</p> <p>1日平均、43人ということで、カウントの仕方としましては、職員が花沢の里の観光駐車場の混雑状況とか台数とか、お天気の状況を考慮して算出しているという風に伺っています。</p>
<p>八木委員</p>	<p>これから、花沢だけじゃなくて、高草登山とか、そういう形で、かなり増えてくるんじゃないかと思います。そして、利用者の傾向っていいですか、どういう方が利用してくるかっていうのを、これから中身もまた変わってくるんじゃないか。大変でしょうが、どこかでその数とか、チェックとか、そういうのは、やっぱり、今後の整備の中で、特に注意しておく必要があるんじゃないかというに思います。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>今後ですね、利用者、来場者が来ることによって、ゴミの問題とか、トイレの問題とか地元で渋滞とか、そういった、ご迷惑をおかけすることがあることも考えられますので、担当してる部署の方と話をしながら、できる限りそういった、景観の保護に努めて参りたいと考えています。</p>
<p>石上委員</p>	<p>石津浜の景観の話が先ほどから出てるんですが、私ども焼津市商工会議所女性会のビーチクリーン大作戦の清掃に毎年参加をさせていただいているんですが、焼津市民とあそこから見る富士山の景観が素晴らしいって、皆さん口々におっしゃいます。ただ、私どもの観光の視点から言うと、お客様っていうのは、県外の方は美保の松原と富士山しか知らないんですね。</p> <p>石津浜から見る富士山は、あの三保の松原よりも素晴らしいんじゃないかって私たち焼津市民としてはそう思うんです。</p> <p>そういうところをもっともっと周知していくっていうことは必要かなって思うんですね。やっぱり海と富士山っていうのはこの辺りにしか見えない景</p>

	<p>色ですよね。ちょっと観光交流課の部門なのかもしれませんが、やっぱり市を挙げてそういうところを、知らない景観をもっともっと周知するっていうのは大事なことかなと思います。あと2点あるんですが、あの山手桜も、そうですね、本当にお客様、それを目指してきてくれるほど今認知度が高くなっているんですね。山の手桜の会の方たちが保全をしてくださっているんですが、これから焼津市としても、もっと増やしていこうとかっていうような景観を、計画をしているってことがあるのかなっていうのと、あればいいなという風に思って、もっともっと、やはりあの伊豆の方に負けられないような河津桜に、河津桜は本当に素晴らしいんですが、ちょっと山の手桜も負けてないくらい素晴らしいなと思うので、やっぱり河津桜に並ぶようなあの焼津の桜っていう風に、全国の方に見ていただきたいなと思います。で、最後に、1番聞きたかったのは、用宗駅の周辺って、今、電柱を地中に埋めて、とてもすごく綺麗になってるんですが、焼津市としては、電柱って景観にすごく邪魔をするものなので、その電柱を地中に埋めるという計画があるのかどうかっていうのもちょっとお伺いしたいと思います。以上です。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>電柱地中化の計画ですが、今すぐに、どこかの路線をやるという計画はないんですが、景観の向上について、良い景観については、有効な施策だと考えています。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>先ほど石上委員からのご意見として、山の手桜とかですね、海岸線から見える富士山っていうのは、本当に、僕は、地元に住んでましたけども、いつも見慣れた景色ということで、意外と、当たり前になっていたっていうことを、認識させていただきました。今回21か所を定点観測させていただいているんですけども、それ以降ですね、焼津市内も区画整理とか、色んな整備とかしている部分とか、また、保全とか守っていかなくちゃいけないような景色とかがあるかと思います。また、再確認をしながら増やしていければと考えています。以上です。</p>
<p>浅見副会長</p>	<p>36ページ、18番、JR焼津駅周辺で、先ほど、あまり変わらないの筆頭に上がってました。私もあまり変わらないけれど、と思いながら、そうだそうだと思い出したのが、1番左側のビルが、この文章にも書かれていますように、塗り替えの際に、景観計画の基準にあった色が採用されて、茶色っぽい色に変わってるんですね。景観って会長には申し訳ないと思いますが、私もよくわからないなっていうところがありまして、やっぱり色々こう、どんどん周知していかなければ、いい景観って何かとか、景観保全って何っていうふうな思いの人がたくさんいらっしゃると思うんです。わざわざこれ、ビルを塗り替えの際に綺麗な色、景観に配慮した色にしたっていうことなんですから、先ほどのあの評価のところにもありましたように、表彰するだとか、せっかくやったところをホームページ上で紹介するだとかっていう形で、どんどん、広報していかれたら良いんじゃないかとは思っています。</p> <p>ちょっと付けたして、42ページの市道105号線のところに、これイヌマキ</p>

	<p>じゃないかと思うんですが、生垣が写ってます。私、初めて焼津市内を案内していただいた時に、イヌマキの生垣が大変綺麗で広がってるのに非常に驚いたんです。</p> <p>大阪では、こういうイヌマキの立派な生垣を見たことがなかったものですから、素晴らしいなと思ったものです。そういうところも実は景観の焼津らしさ、もしかしたら静岡らしさかなと思うんですが、そのところに繋がってるんだというふうに思っていたきたいな思います。あと、ちょっとだけ、もう1つ追加させていただきますと、市の方からお聞きした話ですと、海辺のところ、浜のところハマボウという、ハイビスカスですね、日本でいうところのハイビスカスとも言われる樹木が植えてあるか、生えているかっていう風におっしゃってたんです。黄色のハマボウ越しに見る富士山っていうのは、美保にはないんですね。</p> <p>美保の松原の羽衣の松辺りっていうのは、砂浜を綺麗に掃除してしまって、ハマボウなんてもう一切生やさないようにしてしまってるので、ハマボウ越しの富士山は見られない。ハマボウなんていうのは、干潟にあるもんなんです。そんなもの越しに富士山が見れるとなると、これはストーリー作りに繋がるんじゃないかとは思ってます。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>ありがとうございます。先ほどの駅前の建物の替えとかです。塗替えていただいた方を含めた、色々な景観に配慮していただいた市民とか団体につきまして、今後、そういった表彰制度とかもこれから考えてまいります。この大井川焼津藤枝SICのところに写っているイヌマキなんですけども、マキの木を生垣にしているんですけども、こちら、私たちからすれば、当たり前前の景観と言いますか、本当にそう言っていたかかないと、分からないというようなことで、本当に珍しいんだなっていうこともですね、改めて、認識をさせていただきました。海岸にもハマボウというあの花が咲いていまして、こちらですね、僕が子供の頃、海に遊びに行くと、当たり前のように咲いている植物でしたので、そういった植物ですので、情報をインターネットとかホームページとかで、周知できるように進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>早川委員</p>	<p>私のところはですね、第1自治会って言うんですけど、焼津の水産業の発祥の地なんです。江戸時代からの町でございまして、非常にあの小路が多いっていうことはどういうことかと言いますと、今現状でしてね、建て替えができないんです。建築基準法に引っかかりましたね、2メートルぐらいしかないんですね。それを小路って、言っているんですが。ですから、その徳川幕府時代にですね、鯛ヶ島村、私が住んでいるところです。そこから城之腰の、それから今の北浜通りが北新田村、これ明治中ぐらいいまで、そういう、呼び名ですね、それが周辺の村と明治の半ばに合併して、それで、初めて、焼津村という村ができたわけですね。それで、今、ずっと、焼津という名前がついているわけですね、何を言いたいかと言いますと、徳川幕府がですね、この3つの3か村に居住しないと、漁業してはいけないという、御触れがあり</p>

	<p>ましてね、それで、この3か村に、人がいっぱいいる、行きまして、それで、小路つまり狭い道で、大体そうですね、1軒当り30坪ぐらいが平均ですよ、昭和のそうですね、50年代の初めぐらいまでですか、焼津市で1番人口の多いところでした。今ではですね、下から数えた方が早いぐらいの、そういう、状況になってしまうことですね、それで、これじゃまずいんじゃないかと、焼津市の発祥の地が衰退したら、不味いんじゃないかっていうようなことで、景観審議会等を通じましてね、色々と古い歴史ある建造物を保存しようじゃないとか、そういう、意見が出るわけ。</p> <p>それが、平成29年に立ち上げたということでございますね、果たして、これでね、計画が変わっているのかどうか、昔のものを残した方がいいかどうか、その辺が非常に悩むところで、今ですね、条例化されまして、建物の構造とか、そういった色合いだとか、そういったものは、建て替えの時は協力をしていただくというような現状ですね。以上です。</p>
<p>岩倉委員</p>	<p>土曜日に見に行った、あの花沢の里、16ページですけれども、この町並みを見に、ちょっと散歩しに行ったんですけれども、すれ違う方は、ほとんどがハイカーさんでした。みんなポールを持って、リュックしょってっていう方がほとんどで、駐車場ももういっぱいでした。朝早めに行ったんですけれども、健康志向で、島田の白岩寺っていうところもそうなんですけれども、ちょっと小高い山を、毎日登ってらっしゃるって方々もいらっしゃるんですね。だから、ここの花沢の里経由で満観峰ですか、高草山とかって、ハイキングコースがずっとあるので、その車の人たちは多分みんなそのハイカーの人たちかなって思いました。先ほど人数が言われていましたけれども、あのビジターセンターっていうのを見たんですけれども、多分そちらに寄られた方とかその関係の方だと思うんですけど、朝早い時間に、多分日の出とともに、このハイカーの方たちって、行って登ってらっしゃると思うので、多分実際もっと凄く多いかと思いました。景観を見るっていうので行ってるんですけれども、そういう人たちの対応とかでも、ハイキングコースもちゃんとなっていて、お寺も改築されたとかっていう説明を聞いていますので、そういうところも両方、皆さんが寄れるようなところになったら良いかなと思います。</p> <p>花沢の里と浜通りの方で、今2箇所設定されているかと思うんですけれども、次に続くようなのは、って言うふうに考えた時に、この2か所をもうちょっとこうPRに、もっともっとPRして、まず、焼津の代表の2か所なので、みんながこう周知できるようなPRをしていって、ここにこういうものがこの景観条例に指定されているんだっていうのがわかってくれば、じゃあここもここもっていうので、こう市民からこう意見が出てくるんじゃないかなっていう風に思ったので、まず、この代表のところをもっともっと周知されていけば良いかなっていうふうに思いました。以上です。</p>
<p>事務局(田中)</p>	<p>事務局としても、まだ情報発信の方は、足りていない状況だと認識しておりますので、今後、Lineやホームページ等を使って情報発信を強化していきます。</p>

<p>寒竹会長</p>	<p>たいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。副会長が言われるように、よく見て、探し出して、いろんな具体的な、そういうものを積み重ねていって初めて焼津らしいってのは、何かってのが見つかる。最初から焼津らしいと、タイトルつけて、適当なところを選んで、それは他の市もみんなやってる。やっぱり見る景観の観ってのは、人生観とか言う観でもあるわけです。マキが昔からあると思う。既成概念で見えてると 見てないってことだから、ピカソが形の革命者、マティスが色の革命者って言われてるマティスですけども、彼が言ってるのは、見るということ自体が創造的な活動である。景観を考えていく時には、その、景観の観は見るという、それも単なる見るんじゃないくて、観察の観でもある。人生観とか死生観とか、そういう考え方で繋がる。今日はせっかくいろんなことを言っていたので、その辺を今後こう、焼津市の景観チームは、代々次の若手にも引き継いでいくというような、なんかしていただくと、もの凄く、良い審議会だったんじゃないかなと思いますが。演繹的な手法ではなくて、帰納的な手法。それにはしっかり努力してみて、創造的に見れば 創造的なものが出てくるわけだっていう感じですかね。今日の話聞いて、具体的に見たあの描写とか記述があれば、こういうのが良好って言うんですよって、みんなも分かっていくわけで、ここをちゃんと記述してもらえれば、市民の方たちも、こういう風に見ればいいんだとか、こういうことに気づけばいいんだとか、そういうきっかけになりますよね。そういうものがなくて、ただ、焼津らしいって、わかんないですよ、僕もよくわかんなかったけど、焼津らしっていうのを最初に使うんじゃないくて、1つ1つ丁寧にやっていけば、そこから焼津らしっていうのが立ち上がってくるっていうのが 景観と焼津っていうことなんだってのは今日わかりました。ありがとうございました。一言、何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>議案第3号「焼津らしい景観地における定点観測による評価」については、色々な意見が 出ましたんで、この本審議会における議論の要望等、十分配慮していただくということを条件に、原案を承認していただいて、市長にその旨答申してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>寒竹会長</p>	<p>ありがとうございます。続きまして、報告第1号、計画法の届け出件数について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第1号 事務局(田中)</p>	<p>それでは、報告第1号「景観法の届出件数」について説明させていただきます。本市におきましては、平成31年1月1日より、焼津市景観まちづくり条例が施行されたことにより、比較的大きな建築物や工作物、開発行為等で周囲の景観に大きな影響を及ぼすものに対して届出制度が始まりました。令和5年3月31日現在での届出状況につきまして、ご報告させていただきます。</p>

	<p>ます。</p> <p>それでは、別紙3の1ページをご覧ください。</p> <p>届出件数ですが、令和元年度は、合計40件でした。</p> <p>令和2年度は、合計45件でした。令和3年度は、合計49件でした。</p> <p>令和4年度は、合計47件でした。</p> <p>届出の主な内容としましては、建築物の新築及び開発行為でした。</p> <p>太陽光発電・土石の採取等・特定照明の届出は少ない状況です。</p> <p>なお、届出件数と届出内訳の件数が異なるのは、届出件数は、建築物と開発行為など同時で届出がされた場合は、1件として計上しているためです。</p> <p>景観法届出が適切に提出されることによって、焼津市の街並みが景観基準に沿って保たれています。</p> <p>また、景観条例に規定されている勧告や命令に該当する案件はありません。</p> <p>2ページにつきましては、届出対象行為の種類と規模・要件です。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
<p>質問・意見 寒竹会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま説明がありました報告第1号計画法の届け出件数について、何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、本日の議事はこれで終了ということで、事務局の方に進行をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (鈴木主幹)</p>	<p>本日は、ご議論いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>事務連絡ですけども。すいません、ご傍聴人の方につきましては、退室をお願いをしたいと思います。寒竹会長、ありがとうございました。</p> <p>本日は、長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今後のですね、審議会の開催につきましては、その都度ご案内をさせていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、第2回焼津市景観審議会を終了いたします。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。</p>